愛顔つなぐえひめ国体伊予市保険加入要項

(平成28年2月1日 第5回総務企画専門委員会決定)

1 目的

この要項は、伊予市で開催する愛顔つなぐえひめ国体及び競技別リハーサル大会 (以下「大会」という。)の開催準備業務並びに開催期間中(以下「開催期間中等」 という。)に大会関係者や第三者に発生した事故等に対する補償について必要な事 項を定め、円滑な大会運営を図ることを目的とする。

2 契約

保険は、愛顔つなぐえひめ国体伊予市実行委員会(以下「実行委員会」という。) が損害保険会社(以下「保険会社」という。)と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、 保険の対象となる事故は、次の各号の掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

大会開催期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、実 行委員会が所有または管理運営するもの並びに運営上の過失から生じた事故 により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故 をいう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医療行為並びに看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

工 受託物賠償事故

大会開催期間中等に実行委員会が借り受けた、または預かった第三者の財物 を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師及び看護師等の大会従事者が、大会の開催準備業務もしくは開催業務に従事している時、または該当業務に従事するため自宅もしくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命・身体に生じた事故をいう。

4 補償金額

補償金額は、加入保険に規定された範囲内により対応する。

5 適用除外

前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

- (1)損害賠償責任事故
 - ア 故意による事故
 - イ 地震、台風等の天災による事故
 - ウ その他保険約款上に定めのあるもの
- (2) 傷害事故
 - ア 保険対象者の故意による事故
 - イ 地震、台風等の天災による事故
 - ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
 - エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
 - オ その他保険約款上に定めのあるもの

6 事故報告

- (1)大会開催期間中等に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書 (様式第1号)を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

7 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害 保険普通保険約款、特別約款及び特約事項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成28年2月1日から施行する。

事故報告書

年 月 日

^{え がお} 愛顔つなぐえひめ国体伊予市実行委員会会長 様

報告者	

事故発生日時			年	月	日	()	時	分頃
事故発生場所									
事故発生状況 (できるだけ詳しく)									
負傷者	住 所								
	氏 名								
	TEL ()	_						
医療機関	住 所								
	名 称			TEL	()	_	-
	担当医師								
傷害内容	傷病名								
	症状・程度など								